

愛知県
指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画
(イノシシ)

令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで

令和 7 年度愛知県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）
（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）

1 背景及び目的

愛知県では、イノシシの近年の急速な生息数の増加や分布域の拡大、被害増加の懸念に対処する積極的な捕獲等をすすめ、生息数・生息密度を減少させることを目的に、令和 4 年 3 月に「第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）」（以下「特定計画」という）を策定し、捕獲の推進及び被害防止対策に取り組むとともに、その状況をモニタリングしている。

生息数は、平成 30 年に県内で野生イノシシの豚熱陽性個体が確認された以降、一時的に減少していたと思われるが、近年、増加傾向にあるとみられる（詳細な生息数は不明）。

農業被害額は、平成 30 年は 105,322 千円であったが、豚熱発生後減少し、その後増加傾向にあり、令和 5 年度の農業被害額は 89,328 千円であった。

また、野生イノシシの豚熱の陽性個体について、近隣県も含め、豊田から尾張地域で散見されている。

これらの現状を踏まえ、適切な個体数管理を進めていくためには、現状以上の捕獲圧をかける必要がある。このため、既存の市町村による有害鳥獣捕獲（被害防止捕獲）事業に加え、県が実施主体となり指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

※令和 5 年度の捕獲分布図、農業被害分布図を資料 1 に示す。

2 対象鳥獣の種類

イノシシ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実地区域名	実施期間
愛知県指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
愛知県指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域	豊橋市、豊田市、犬山市、西尾市、田原市、豊川市（調整中）の鳥獣保護区、国有林、県有地等	特定計画の対象区域で、鳥獣保護区など、十分な捕獲圧がない区域があるため。	鳥獣保護区、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象地域、市町村による捕獲事業の実施区域

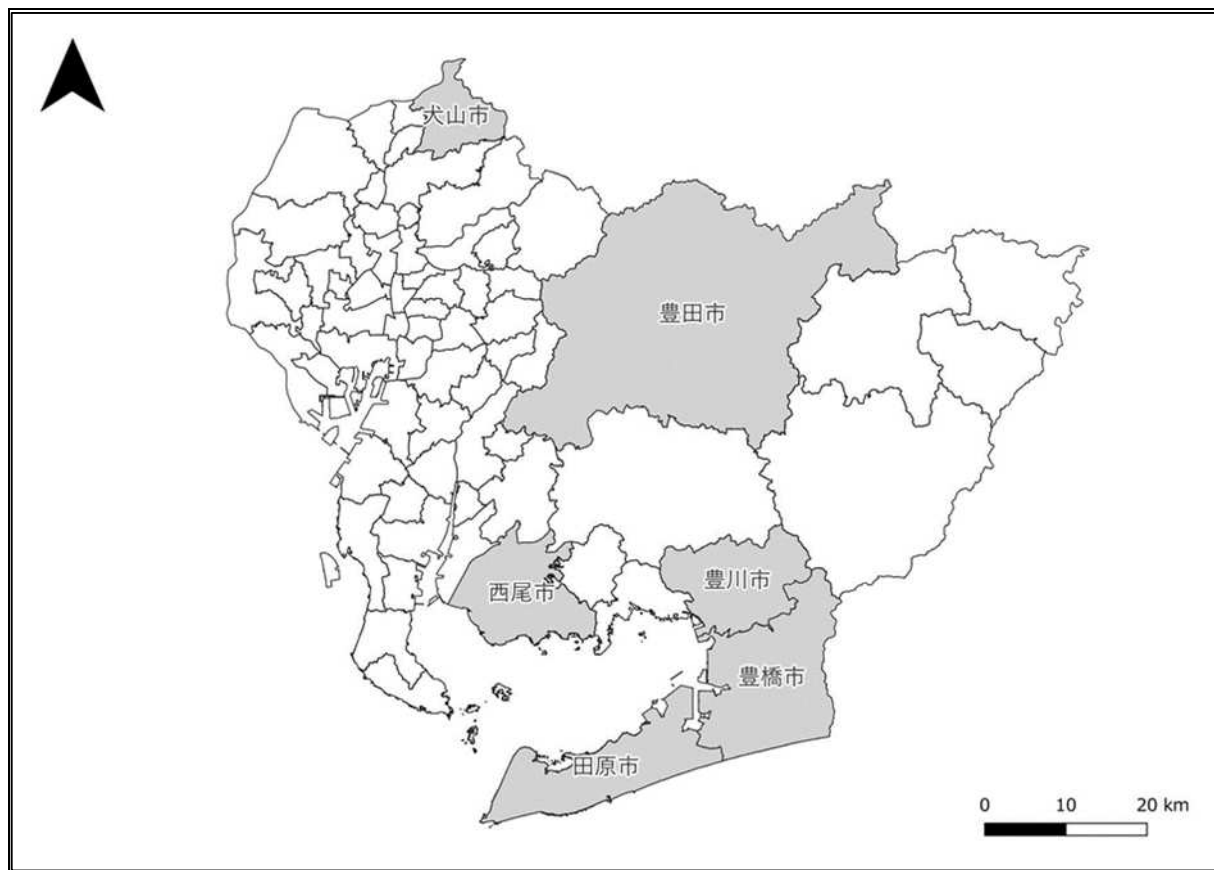


図 実施区域市町村（着色部分）

なお、実施区域のうち、特定計画により「根絶エリア」に位置づけられている田原市では、令和元年から実施している調査・分析結果を踏まえて、市内全域での捕獲を強化して実施する。
※渥美半島（田原市及び豊橋市南部）における捕獲分布図、各種調査状況を資料2に示す。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
愛知県指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域	イノシシ捕獲数 135 頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

（1）捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
愛知県指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域	わな猟（くくりわな、箱わな、囲いわな） ※止め刺しには、銃器使用を可とする。 銃猟：一般の人が立ち入らない場所に限る。	捕獲従事者数 100 名程度

② 作業手順

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、以下の手順で作業を進める。なお、安全かつ効率的な捕獲を進めるために必要な事項については仕様書等で詳細を定めるほか、受託者した事業者（以下「受託者」）と調整の上決定する。

ア 業務実施計画書の作成

捕獲事業の実施にあたって、適切な業務進行管理を県が確認するため、受託者は業務実施方法、実施体制、法令順守、安全管理体制等を含めた業務実施計画を作成する。

業務実施計画書の記載項目は次のとおりとする。

- ①業務の概要
- ②業務の実施位置及び方法
- ③業務において使用する機材
- ④業務において必要な許可申請等
- ⑤業務の工程管理、安全管理計画
- ⑥緊急時の連絡体制

イ 関係機関・団体との事前調整・作業実施の周知

捕獲の実施に当たっては、市町村、関係機関・団体と調整を図った上で、事業の実施地域を決定する。

ウ 必要な許可の取得や関係機関・団体との調整

受託者は捕獲事業に必要な許可を取得する。また、安全管理については、安全教育等を実施するとともに、緊急時の連絡体制等に関して、県や関係機関・団体と情報を共有する。また、実施区域内の地域住民や関係機関・団体等に対し、十分な周知を行う。

エ 捕獲作業の実施

捕獲個体について、捕獲日や捕獲地点、捕獲頭数、性別等のデータを収集し、取りまとめる。また、野生イノシシへの豚熱浸潤状況確認のため、血液サンプルを採取し、提出する。捕獲個体の処分は、原則、焼却又は埋設処分とする。地域の実情に合わせ、利活用することも可とする。利活用する場合は、食品衛生法に基づく食肉処理業の許可を有する施設又は解体処理施設において処理を行うこととする。

なお、錯誤捕獲が発生した場合は、やむを得ない場合を除き、原則として放鳥獣するものとする。ただし、人身被害の未然防止を最優先し、人身に危険が及ぶ可能性がある場合は、受託者は県や関係機関・団体に報告し、指示を受けるものとする。

オ 業務内容のとりまとめ

業務終了後、受託者は、捕獲情報（捕獲場所、捕獲数、雌雄別、幼成獣別等）、写真等を整理する。

カ 評価方法

県は、受託者から捕獲情報等を収集し、学識経験者、関係機関・団体（狩猟団体及び行政機関）等の意見も踏まえ、事業の評価を行う。

(2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施しない）

① 放置する必要性

--

② 放置の内容

放置する時期	放置する区域	放置する数	捕獲等の方法

③ 生態系、住民の安全、生活環境及び地域の産業への配慮事項

--

(3) 夜間銃猟に関する事項（実施しない）

① 夜間銃猟をする必要性

--

② 夜間銃猟の内容

実施区域	実施日時・時間	銃猟の方法	実施者

③ 安全管理体制、住民の安全管理及び生活環境への配慮事項等

--

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【事業主体】愛知県

【実施形態】委託

【委託範囲】イノシシの捕獲

【想定される委託先】

認定鳥獣捕獲等事業者等、鳥獣の捕獲等に必要な安全管理体制並びに技能と知識を有し、本事業を適正かつ効率的に実施できることが見込まれる者。

【事業の実施体制】

捕獲実施時期が一部狩猟期間と重複するため、事故が起こらないよう安全管理には入念な注意を払う。県及び委託者は関係機関・団体との連絡体制を整え、安全かつ効率的な業務遂行に努める。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全確保のために必要な事項

・県及び受託者は、市町村と連携し、地域住民や関係機関・団体に対し事業内容について周知を図る。

- ・受託者は、安全管理を徹底して捕獲事業を進めるよう責務を全うする。捕獲従事者も相互の意思疎通を密に行い、安全管理を徹底する。
- ・捕獲事業の実施期間中は、原則毎日わなの見回りを行うものとする。
また、わな設置時の注意喚起看板の表示、猟銃使用時の立入規制措置や監視体制を整え、地域住民の安全を確保する。

（２）指定区域の静穏の保持のために必要な事項

- ・受託者は、捕獲事業者の証明となる従事者証を常に携帯する。
- ・止め刺して銃器を使用する際は、発砲回数を最小限にし、静穏の保持に努める。
- ・捕獲個体を埋設処分する場合には、水源等に影響がない場所を選定するほか、埋設方法についても地域住民等に十分配慮する。

９ その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

（１）事業において遵守しなければならない事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に加え、捕獲事業の遂行にあたって関連する銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、自然公園法、自然環境保全法、森林法及び電波法等の関連法令を遵守する。

（２）事業において配慮すべき事項

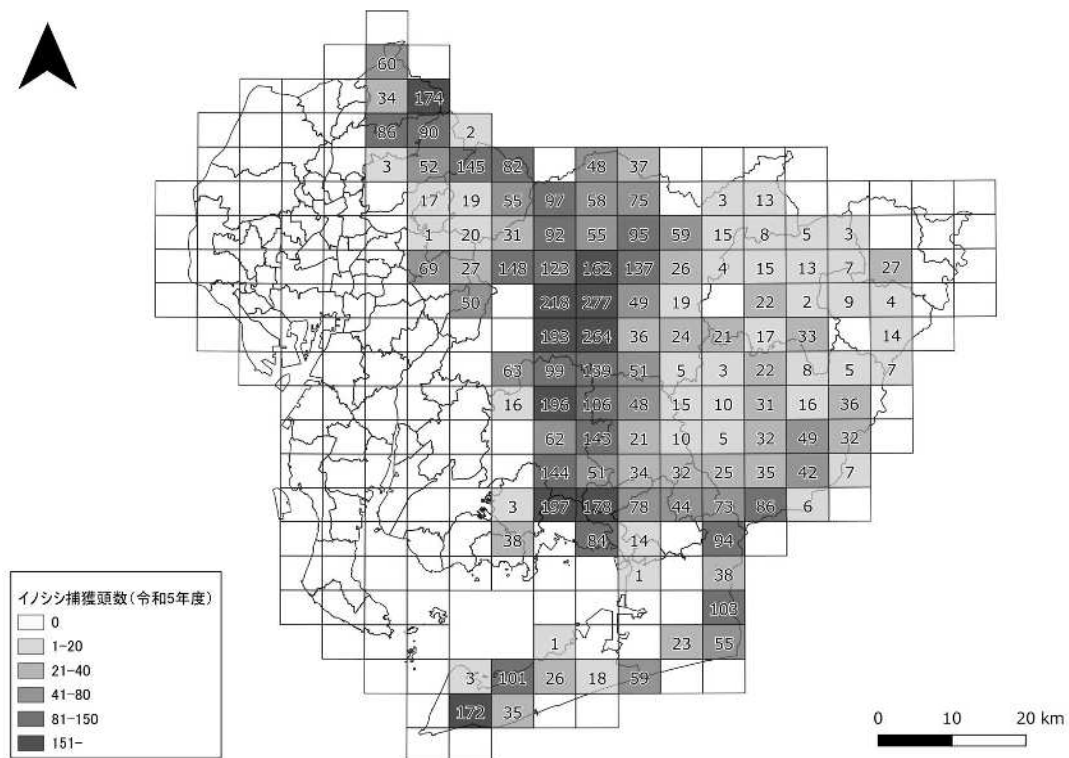
安全な捕獲事業を推進するため、地域住民や捕獲従事者の安全確保や危険回避を含めた安全管理を徹底する。

さらに、現行の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律との整合性を確保し、各種捕獲事業の目的を達成するため、関係機関・団体との協働の取り組みを進める。

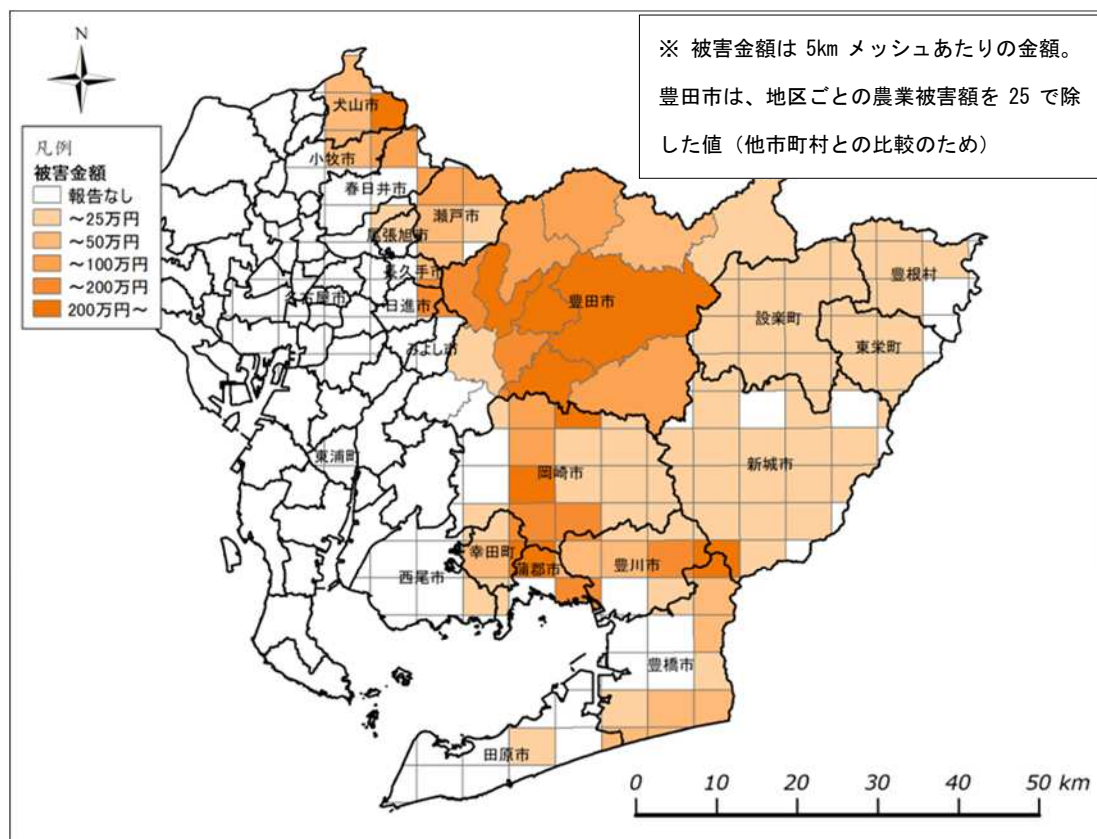
事業実施区域は豚熱陽性エリアであることから、豚熱ウイルス拡散防止のための防疫措置を適切に実施する。

（３）地域社会への配慮

イノシシの適切な管理による地域社会の発展のため、必要に応じて、本事業の目的や必要性に関する理解の促進を図る。地域住民から説明を求められた際は、迅速に対応し、情報の周知や普及啓発に努める。



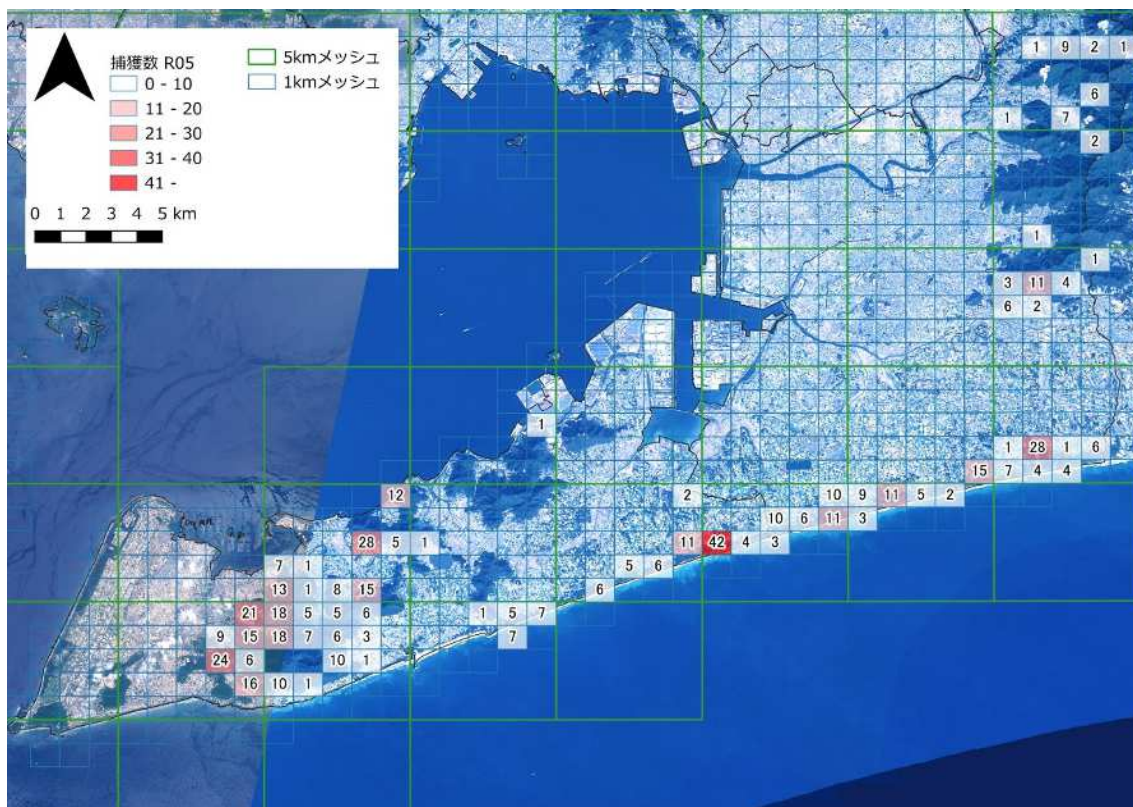
令和5年度 イノシシ捕獲分布図



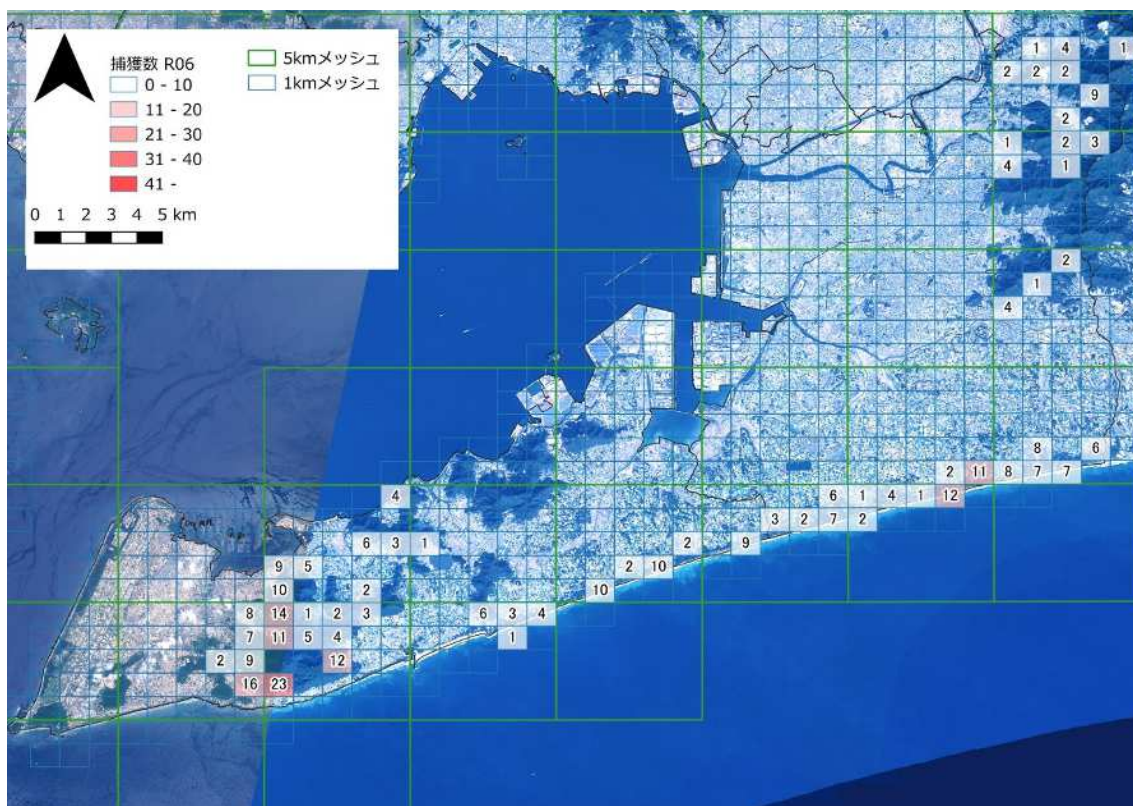
令和5年度 イノシシによる農業被害額分布図（仮）



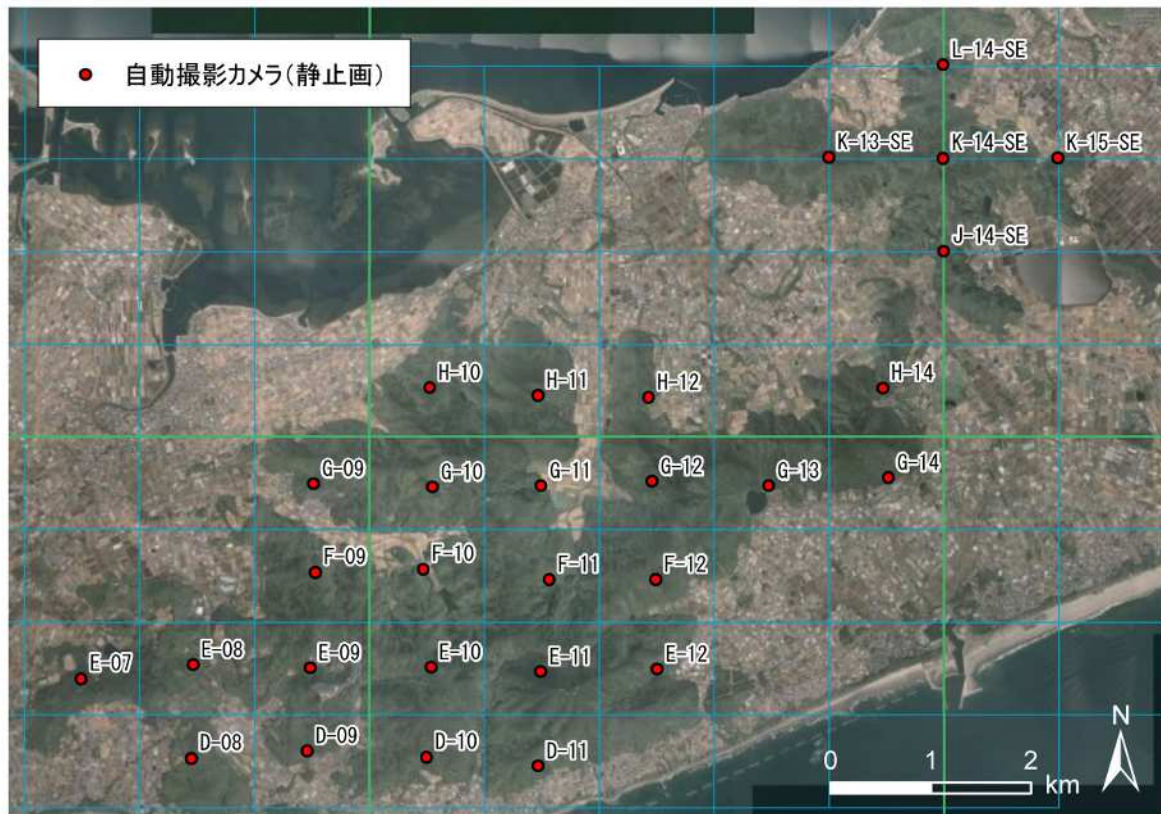
令和5年度までの農業被害額及び捕獲頭数の推移



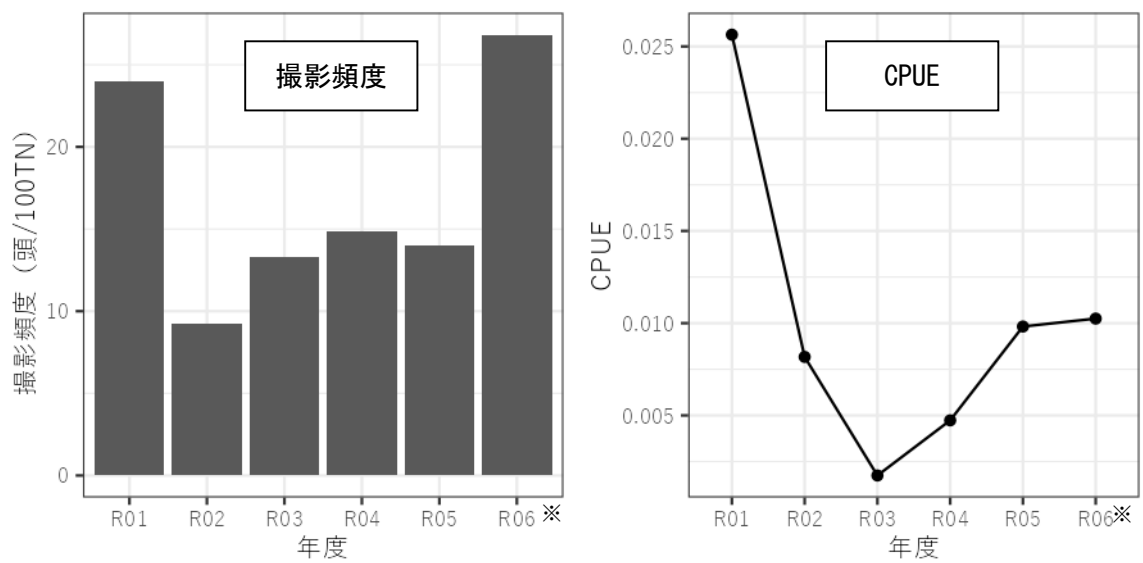
令和 5 年度 渥美半島におけるイノシシ捕獲数



令和 6 年度 渥美半島におけるイノシシ捕獲数（令和 6 年 12 月 31 日時点）

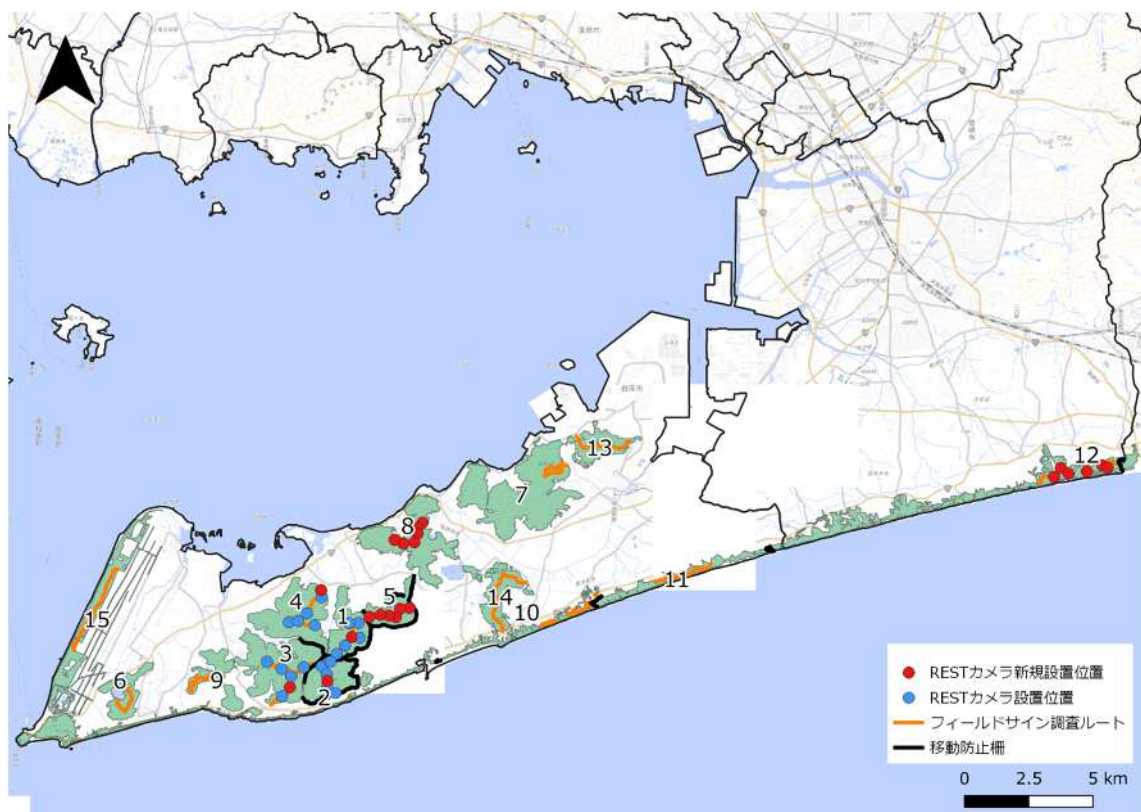


大山山塊における自動撮影カメラ(静止画)の設置位置

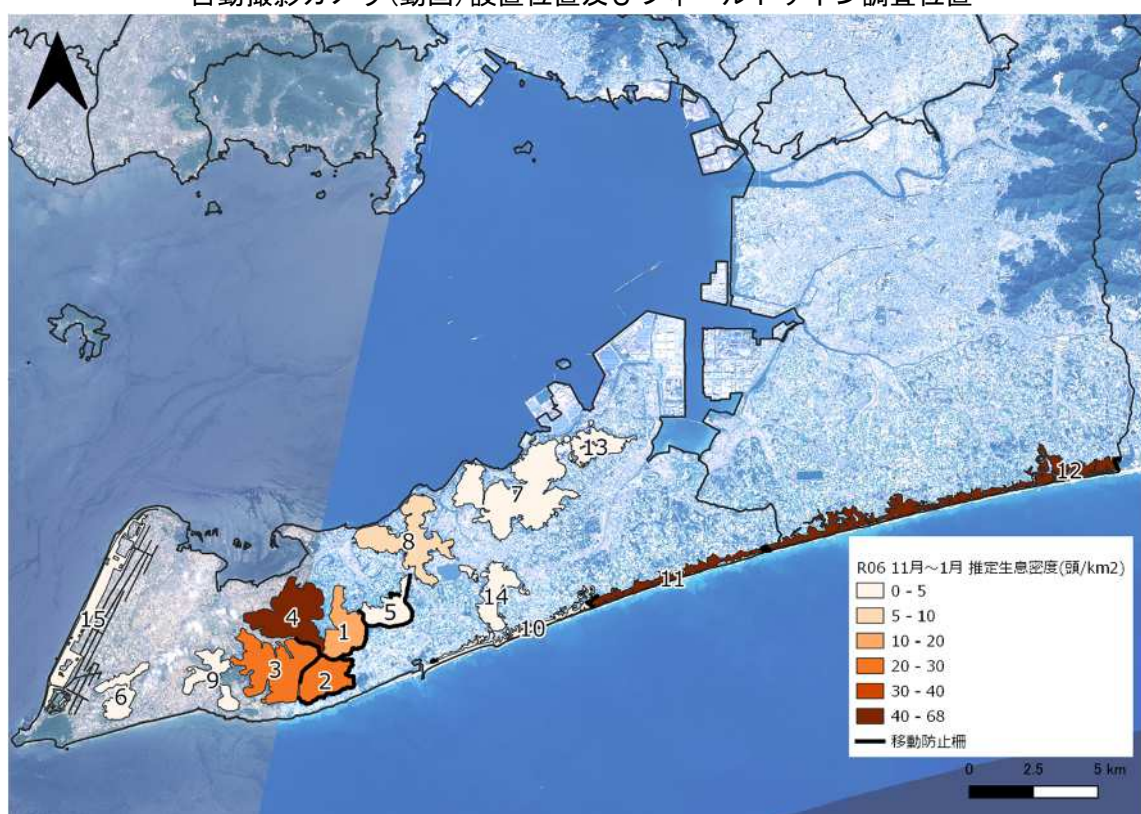


大山山塊における撮影頻度(左)及びCPUE(有害鳥獣捕獲における箱わな)(右)の推移

※ 令和6年度は12月31日までのデータ



自動撮影カメラ(動画)設置位置及びフィールドサイン調査位置



REST モデル及びフィールドサイン調査から推定された生息密度
(令和6年11月～令和7年1月)

令和7年度 愛知県 指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ） 捕獲実施区域図

：実施区域

